され、物品役務相互提供協定(ACSA)の交渉を 開始することで一致した。

コロンビアとの間では、15(同27)年3月、訪 日したピンソン国防大臣と初の防衛相会談を行 い、防衛交流に関する覚書に署名することを目指 して調整を進めるとともに、人道支援・災害救援 やサイバーなどの分野について意見交換を継続し ていくことで一致した。

中東諸国との間では、サウジアラビアとの間 で、13(同25)年4月および14(同26)年2月に 首脳会談を行い、安全保障分野での対話や防衛交 流の促進、両国NSC間での対話の開始を含む様々 なレベルでの協議と協力を継続し、二国間の包括 的パートナーシップを強化することを改めて確認 した。

13 (同25) 年5月および8月、安倍内閣総理大

臣は、アラブ首長国連邦、バーレーン、クウェート およびカタールを相次いで訪問し、安全保障・防 衛分野での協力の促進の必要性について認識を共 有した。また、15(同27)年2月には、カタールと の間で日カタール防衛交流覚書が署名された。オ マーンとの間では、14(同26)年1月、安倍内閣総 理大臣がカブース国王と会談を実施し、海上航路 の安全確保のための海賊対策などを含む海洋安全 保障分野での協力強化や防衛交流の促進について 合意した。また、同年2月には、海幕長がサウジア ラビア、オマーン、アラブ首長国連邦を訪問した。

東ティモールとの間では、15(同27)年3月、 訪日したクリストバウン国防大臣と防衛相会談を 行い、教育交流や能力構築支援などを通じて、防 衛当局間の交流を継続していくことで一致した。

参照 資料67 (最近の欧州およびその他の諸国との防衛協力・ 交流の主要な実績(過去3年間))

# 国際社会の課題への取組

# 海洋安全保障の確保

海洋国家であるわが国にとって、法の支配、航 行の自由などの基本的ルールに基づく秩序を強化 し、海上交通の安全を確保することは、平和と繁 栄の基礎であり、関係国と協力して海賊に対応す るとともに、この分野における沿岸国自身の能力 向上の支援、わが国周辺以外の海域における様々 な機会を利用した共同訓練・演習の充実など、各 種取組を推進する。

参照 Ⅲ部1章1節4項 (海洋安全保障の確保に向けた取組)

# 海賊対処への取組

海賊行為は、海上における公共の安全と秩序の 維持に対する重大な脅威である。特に、海洋国家 として国家の生存と繁栄の基盤である資源や食料 の多くを海上輸送に依存しているわが国にとって は看過できない問題である。

## (1) 基本的考え方

海賊行為には、第一義的には警察機関である海 上保安庁が対処する。海上保安庁では対処できな いまたは著しく困難と認められる場合には、自衛 隊が対処することになる。

## (2) 海賊行為の発生状況と国際社会の取組

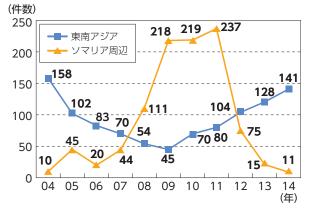
ソマリア沖・アデン湾の海域においては、人質 の抑留による身代金の獲得などを目的として、機 関銃やロケット・ランチャーなどで武装した海賊 による事案が継続して生起している。

参照 図表Ⅲ-3-2-1 (ソマリア沖・アデン湾における海賊等事 案の発生状況 (東南アジア発生件数との比較))

08 (平成20) 年6月に採択された国連安保理決 議第1816号をはじめとする決議<sup>1</sup>において、各国 は、ソマリア沖・アデン湾における海賊行為を抑 止するための行動、特に軍艦および軍用機の派遣

ほかに、国連安保理が海賊抑止のための協力を呼びかけている決議としては、決議第1838号、1846号、1851号(以上08(平成20)年採択)、決議第 1897号 (09 (同21) 年採択)、決議第1918号、1950号 (以上10 (同22) 年採択)、決議第1976号および2020号 (以上11 (同23) 年採択)、決議第 2077号 (12 (同24) 年採択)、決議第2125号 (13 (同25) 年採択)、決議第2184号 (14 (同26) 年採択) がある。

#### ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案 図表Ⅲ-3-2-1 の発生状況(東南アジア発生件数との比較)



(注) 資料は、国際商業会議所(ICC)国際海事局(IMB)のレポートに

## を要請されている。

これまでに、米国など約30か国がソマリア沖・ アデン湾に軍艦などを派遣している。また、海賊 対処のための取組として、09(同21)年1月に設 置された第151連合任務部隊 (CTF151<sup>2</sup>) による 活動のほか、欧州連合(EU)は同年12月からア タランタ作戦を、NATOも09(同21)年8月か らオーシャン・シールド作戦を行っている。各国 は、現在も引き続きソマリア沖・アデン湾の海賊 に対して重大な関心を持って対応している。

ソマリア沖・アデン湾における海賊事案の発生 件数は、近年大幅に減少したものの、海賊を生み 出す根本的な原因となるソマリア国内の貧困など は解決しておらず、また、ソマリア自身の海賊取 り締まり能力もいまだ不十分である現状を踏まえ れば、国際社会がこれまでの取組を弱めた場合、 状況は容易に逆転するおそれがある。また、一般 社団法人日本船主協会などからも、継続的に要請 を受けている。このように、わが国が海賊対処を 行っていかなければならない状況に大きな変化は ない。

# (3) わが国の取組

## ア 海賊対処行動のための法整備

09 (同21) 年3月、ソマリア沖・アデン湾にお

いてわが国関係船舶を海賊行為から防護するた め、海上警備行動が発令されたことを受け、護衛 艦2隻がわが国関係船舶の護衛を開始し、P-3C 哨戒機も同年6月より警戒監視などを開始した。

その後、国連海洋法条約の趣旨を踏まえ、海賊 行為に適切かつ効果的に対応するため、海賊対処 法3が同年7月から施行されたことにより、船籍 を問わず、すべての国の船舶を海賊行為から防護 することが可能となり、また、民間船舶に接近す るなどの海賊行為を行っている船舶の進行を停止 するために他の手段がない場合、合理的に必要な 限度において武器の使用が可能となった。

さらに、13(同25)年11月、「海賊多発地域に おける日本船舶の警備に関する特別措置法」の施 行により、一定の要件を満たした場合に限り、警 備員が日本船舶に乗船し、小銃を所持した警備が 可能となった。

参照 資料11 (自衛隊の主な行動)、資料12 (自衛官または自 衛隊の部隊に認められた武力行使および武器使用に関す る規定)、資料68 (海賊行為の処罰及び海賊行為への対処 に関する法律の概要)

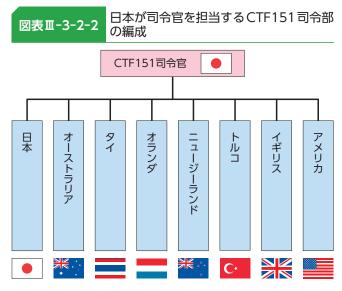
## イ 自衛隊の活動

# (ア)第151連合任務部隊 (CTF151)への参加

近年、海賊発生海域がオマーン沖やアラビア海 まで拡散してきたことにより、特定の海域の警戒 監視(ゾーンディフェンス)を実施している CTF151などの活動範囲が広がる傾向にあり、ま た、水上部隊が行う直接護衛(船団の前後を守り 船舶を護衛する方式)の1回当たりの護衛隻数が 徐々に減少していた。これらの状況を踏まえ、13 (同25) 年7月、海賊対処を行う諸外国の部隊と 協調して、より柔軟かつ効果的な運用を行うた め、これまでの直接護衛に加え、CTF151に参加 してゾーンディフェンスを実施することを決定し た。これを受け、水上部隊は、同年12月から、 CTF151 に参加してゾーンディフェンスを実施 している。航空隊も、14(同26)年2月から CTF151 に参加し、これまで接することができな かった情報を入手することが可能となった。また、

バーレーンに本部を置く連合海上部隊 (CMF: Combined Maritime Force) が、海賊対処のための多国籍の連合任務部隊として、09 (平成21) 年1月に 設置を発表した。

正式名称:「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」



【司令部の人員数】

自衛官:約10名 他国の軍人:10名程度 合計約20名 【司令部における主な業務】 海賊対処活動に関する情報収集・見積り、 ゾーンディフェンスの配置調整案の作成など

必要に応じ、海賊事案が発生する可能性の高い区 域も飛行するなど、柔軟な警戒監視が可能とな り、各国の部隊との連携が強化された。

さらに、同年7月18日には、自衛隊から CTF151 司令官と同司令部要員を派遣する方針 を決定した。自衛官がCTF151 司令官や同司令部 要員を務めることで、各国部隊との間における連 携要領などを実践することや、ソマリア沖・アデ ン湾における諸外国の海賊対処活動にかかる情報 をより広範に獲得することが可能となる。これに より、海賊対処を行う各国部隊との連携の強化を 通じて自衛隊の海賊対処行動の実効性が向上する こととなる。同年8月から司令部要員を派遣して いるほか、15(同27)年5月にはCTF151司令官 および約10名の司令部要員を派遣した。自衛官 がこのような多国籍部隊の司令官を務めるのは自 衛隊創設以来初めてであり、これにより、わが国 として国際社会の平和と安定に一層貢献していく ことができるものと考えている。

参照 図表Ⅲ-3-2-2 (日本が司令官を担当するCTF151司令部 の編成)

## (イ)活動実績

現在、2隻の護衛艦が派遣されており、基本的

に1隻がアデン湾を往復しながら直接護衛を行 い、もう1隻がアデン湾内の特定の海域でゾーン ディフェンスを行っている。

直接護衛では、まずアデン湾の東西に一か所ず つ定められた地点に、護衛艦と護衛対象の民間船 舶が集合する。護衛の際には、護衛艦搭載の哨戒 ヘリコプターも上空から監視にあたる。昼夜を問 わず船団の安全確保に万全を期しつつ、約 900km<sup>4</sup>を2日ほどかけて通過していく。また、 護衛艦には海上保安官も同乗りしている。一方、 ゾーンディフェンスでは、護衛艦が、CTF151司 令部との調整に基づき割り振られた海域にとど まって警戒監視を行い、船舶の安全確保に努めて いる。

15 (同27) 年4月30日現在で3,671隻の船舶 が、自衛隊による護衛のもとで、1隻も海賊の被 害を受けることなく、安全にアデン湾を通過して いる。

## 参照 図表Ⅲ-3-2-3 (自衛隊による海賊対処のための活動)

P-3C哨戒機も、CTF151司令部との調整によ り決定された飛行区域において警戒監視を行い、 不審な船舶の確認と同時に、護衛艦、他国艦艇お よび民間船舶に情報を提供し、求めがあればただ ちに周囲の安全を確認するなどの対応をとってい る。収集した情報は、常時CTF151や関係機関な どと共有され、海賊行為の抑止や、海賊船と疑わ れる船舶の武装解除といった成果に大きく寄与し ている。



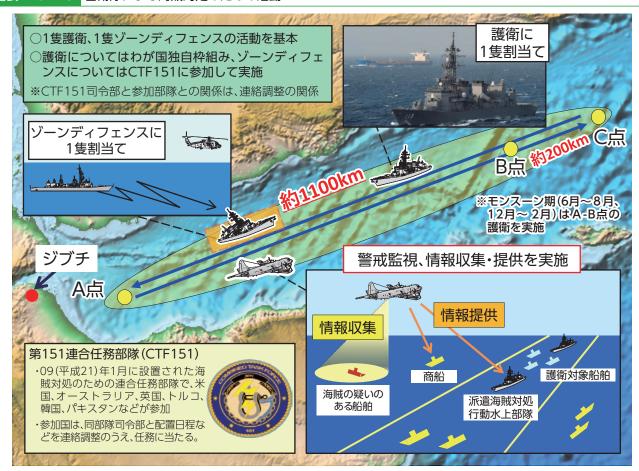
派遣海賊対処行動水上部隊の帰国行事(横須賀)において訓示を行う 原用防衛大臣政務官

なお、風浪が小さく海賊の活動海域が拡大する非モンスーン期 (3月~5月、9月~11月) は、護衛航路を東方へ約200km延長して護衛活動を行っている。

<sup>8</sup>名が同乗し、必要に応じて海賊の逮捕、取調べなどの司法警察活動を行う。

## 図表Ⅲ-3-2-3

自衛隊による海賊対処のための活動



09(同21)年6月に任務を開始して以来、15 (同27) 年4月30日現在で飛行回数1.319回、の べ飛行時間約10,160時間、識別作業を行った船 舶約108.300隻、船舶や海賊対処に取り組む諸外 国への情報提供約10.720回である。各国も哨戒 機を派遣している中、2機の海自P-3C哨戒機に よる活動は、アデン湾における警戒監視の約6割 を占めている。

また、防衛省・自衛隊は、派遣海賊対処行動航 空隊を効率的かつ効果的に運用するため、ジブチ 国際空港北西地区に活動拠点を整備し、11(同 23) 年6月から運用している。さらに、派遣海賊 対処行動支援隊には陸上自衛官も所属し、活動拠 点における警備のほか、同隊の司令部にも勤務し ている。空自も、本活動を支援するため、空輸隊 を編成し輸送任務を行っているほか、14(同26) 年12月には初めて支援隊に空自医官を派遣した。

参照 図表Ⅲ-3-2-4 (派遣部隊の編成)

# (4) わが国の取組への評価

わが国自衛隊による海賊対処行動は、各国首脳 などから感謝の意が表されるなど、国際社会から 高く評価されている。また、ソマリア沖・アデン 湾における海賊対処に従事する海自に対し、護衛 を受けた船舶の船長や船主の方々から、安心して アデン湾を航行できた旨の感謝や、引き続き護衛 をお願いしたい旨のメッセージが多数寄せられて いる。寄せられたメッセージの数は、1次隊から 19次隊まで合計2,900通にも上っている。

# 訓練を通じた海洋における公共の安全と秩 序の維持への貢献

# (1) アデン湾における自衛隊と各国等の海賊対処 部隊の訓練

14 (同 26) 年9月25日、同年5月の安倍内閣総 理大臣とラスムセンNATO事務総長との会談に おける合意に基づき、派遣部隊およびNATOの 海賊対処部隊は連携の強化および海賊対処に係る

#### 図表Ⅲ-3-2-4 派遣部隊の編成 海自隊員による編成 自衛艦隊司令官 ■ 海自隊員および陸自隊員による編成 派遣海賊対処行動 派遣海賊対処行動 派遣海賊対処行動 第151連合任務部隊 水上部隊指揮官 航空隊司令 支援隊司令 司令部派遣隊 司令部 司令部 20名以内 合計 飛行隊 護衛艦×1 護衛艦×1 整備補給隊 業務隊 警衛隊 警務隊 P-3C×2 約400名 合計 約70名 合計 約110名(海約40名、陸約70名) 合計 海上保安官(8名同乗) この他、航空支援集団司令官隷下 【派遣海賊対処行動水上部隊】 に、C-130Hなどからなる空輸隊 護衛艦2隻による民間船舶の護衛およびCTF151の中でのゾーン ○特別警備隊隊員が乗艦 を編成し、所要に応じ、物資など ディフェンスを実施 の航空輸送を実施 【派遣海賊対処行動航空隊】 ○各艦に哨戒ヘリ×1 ~ 2機および 特別機動船×1~2隻を搭載 P-3C哨戒機2機によるアデン湾の警戒監視飛行を実施 【派遣海賊対処行動支援隊】 ○海上保安官:8名同乗 ジブチ関係当局などとの連絡調整および派遣海賊対処行動航空隊が

戦術技量の向上を図ることを目的とし、アデン湾 において初めての共同訓練を実施し、同年11月 26日には第2回の訓練も実施した6。また、同年 10月16日にはEU海上部隊と初めての共同訓練 を実施し、同年11月5日に第2回、同年11月22 日に第3回、15(同27)年3月6日に第4回の訓 練も実施している<sup>7</sup>。さらに、14(同26)年11月 8日にはトルコ海軍の海賊対処部隊との共同訓練 を8、15(同27)年3月22日にはパキスタンの海 賊対処部隊との共同訓練を実施した<sup>9</sup>。

アデン湾において実施されるこうした訓練は、 自衛隊と各国等の海賊対処部隊の連携を強化し、 海上における公共の安全と秩序の維持に資するも のであり、大変大きな意義があった。

## (2) 米国主催国際掃海訓練への参加

14(同26)年10月27日から11月13日の間、 海自は、アラビア半島周辺海域において米海軍が 主催する多国間掃海訓練(第3回国際掃海訓練) に参加した<sup>10</sup>。本訓練は、12 (同24) 年から毎年 実施されており、わが国は毎回参加している。本 訓練への参加は、海自の戦術技量の向上や参加国 間の信頼関係の強化に資するものであり、また、 海洋安全保障の維持にも寄与するものであり、グ ローバルな安全保障環境の改善に資する側面もあ る。

海賊対処行動を行うために必要な支援に係る業務を実施

がCTF151に参加する各国部隊などとの連絡調整を実施

第151連合任務部隊(CTF151)司令官・司令部要員を務める自衛官

【第151連合任務部隊司令部派遣隊】

## 参照 資料59 (多国間共同訓練の参加など (最近3年間))



国際掃海訓練に参加した各国の艦艇【米海軍HP】

- 9月25日に、護衛艦「たかなみ」およびP-3C 1機が、オーシャン・シールド作戦部隊のデンマーク海軍戦闘支援艦「エスベアン・スナーレ」と通信訓練、戦 術運動、立入検査などを、11月26日に、護衛艦「たかなみ」が、同部隊のデンマーク海軍戦闘支援艦「エスベアン・スナーレ」と通信訓練、戦術運動、立入 検査、射撃、ヘリ発着艦などを実施した。
- 護衛艦「たかなみ」が、10月16日にアタランタ作戦部隊のイタリア海軍 駆逐艦「アンドレア・ドリア」と通信訓練、戦術運動、立入検査などを、11月5日 に同部隊のドイツ海軍のフリゲート「リューベック」と通信訓練、ヘリ発着艦、近接運動などを、11月22日に同部隊のオランダ海軍フリゲート「ファン・ スペイク」と通信訓練、近接運動、ヘリ発着艦などを実施した。15 (平成27) 年3月6日には、護衛艦 [はるさめ] が、同部隊のドイツ海軍駆逐艦 [バイエルン] と信号訓練、戦術運動、ヘリ発着艦などを実施した。
- 護衛艦「たかなみ」が、CTF151のトルコ海軍フリゲート「ゲムリック」と通信訓練、ヘリ発着艦、近接運動などを実施した。
- 護衛艦「はるさめ」が、CTF151のパキスタン海軍駆逐艦「タリク」と通信訓練、戦術運動などを実施した。
- 10 掃海母艦「ぶんご」および掃海艦「やえやま」が、掃海訓練、潜水訓練などを実施した。

# (3) 日比共同訓練を通じた海洋安全保障分野にお ける協力関係の強化

15 (同27) 年5月12日、海自は、マニラ西方海 域において、戦術技量の向上および海洋安全保障 分野における協力関係の強化を目的とし、フィリ ピン海軍との共同訓練を実施した11。本訓練は、 同年1月の日比防衛相会談における合意に基づい て実施したものであり、「CUES (洋上で不慮の遭 遇をした場合の行動基準) | 12 を用いた通信訓練、 戦術運動などを実施した。本訓練は、「CUES」の 着実な適用とさらなる発展、ひいては日比両国間 の海洋安全保障協力の強化に資する、大変意義が 大きい訓練であった。

# 3 能力構築支援の取組など

国家安全保障戦略や防衛大綱では、各国との海 洋安全保障協力を含め、「開かれ安定した海洋」の 維持・発展に向けた主導的な役割を発揮すること としている。

前述のとおり、防衛省・自衛隊は、インドネシ ア、ベトナムおよびミャンマーに対し、海洋安全 保障に関する能力構築支援の取組を行っている。 これにより、シーレーン沿岸国などの能力の向上 を支援するとともに、わが国と戦略的利害を共有 するパートナーとの協力関係を強化している。

また、13(同25)年4月に閣議決定された海洋

### 初の多国籍部隊司令官に就任するにあたって **VOICE**

# 第4護衛隊群司令 海将補 伊藤 弘

海賊行為は、海上における公共の安全と秩序の維持に対する重大な脅威です。特に、国家の 生存と繁栄の基盤である資源や食料の多くを海上輸送に依存しているわが国にとっては看過で きない問題です。ソマリア沖・アデン湾においては、国際社会の努力によって海賊行為の発生 件数は減少しているものの、その根絶には至っておらず、引き続き国際社会、特に関係各国海 軍と緊密な連携のもと対応していく必要があります。平成21年以降、海上自衛隊は海賊対処 に取り組んできましたが、戦後70年の節目を迎える今年、わが国政府は、積極的平和主義の観 点から海賊対処にかかる多国籍部隊司令部に司令官および司令部要員を派遣することとしまし た。今回、海上自衛官が司令官を務める第151連合任務部隊(CTF151)は、部隊のみならず、 その司令部も約半数が諸外国海軍からの派遣要員で構成されています。我々日本人は、古来か ら他者の人格を尊重し、多様性を甘受する [和をもって貴しとなす] という精神を有していま

す。この「日本人らしさ」を十分に生かして、様々な 部隊・パートナーと連携しながら、それぞれの有す る能力の効率的な発揮を図る所存です。

海上自衛隊は、世界でもトップクラスの海上防衛 力を有するまでに成長しました。そのような秀でた 能力を有する国家は、国際社会の責任ある構成員と して、相応の責任が求められます。海上自衛隊は、 今回の任務の完遂に努めるとともに、引き続き国際 社会の平和と安定により一層貢献していきます。



CTF151 司令官を務めたニュージーランド海軍准将と 意見交換する筆者 (右側)

<sup>11</sup> 海自は、派遣海賊対処行動水上部隊第20次隊の護衛艦「はるさめ」および「あまぎり」が、フィリピン海軍は、フリゲート「ラモン・アルカラス」が参加した。

<sup>12 「</sup>CUES」については、Ⅲ部1章1節4項 脚注18参照。

基本計画では、海洋の秩序の形成・発展に貢献す るため、国際的な連携の確保および国際協力の推 進として、多国間および二国間の海洋協議などの 場を活用して国際的なルールやコンセンサス作り に貢献することとされている。これを受け防衛省 は、拡大 ASEAN 国防相会議 (ADMM プラス) やASEAN Defense Ministers' Meeting

海洋安全保障分野におけるARF会期間会合 (ISM-MS)といった地域の安全保障対話の枠組 みにおいて、海洋安全保障のための協力に取り組 んでいる。

参照 Ⅲ部3章1節3項(能力構築支援をはじめとする実践的な 多国間安全保障協力の推進)

参照 Ⅲ部3章1節2項(多国間安全保障枠組み・対話における 取組)

# 国際平和協力活動への取組

防衛省・自衛隊は、紛争・テロなどの根本原因 の解決などのための開発協力を含む外交活動とも 連携しつつ、国際平和協力活動などに積極的に取 り組んでいる。

参照 巻末資料6 (国際社会における防衛省・自衛隊の活動実績)

# 国際平和協力活動の枠組みなど

# (1) 国際平和協力活動の枠組みと本来任務化の意義

防衛省・自衛隊は、国際平和協力活動として、 現在までに①国連平和維持活動(いわゆるPKO) への協力をはじめとする国際平和協力業務、②海 外の大規模な災害に対応する国際緊急援助活動、 ③旧イラク人道復興支援特措法に基づく活動なら びに④旧テロ対策特措法および旧補給支援特措法

## 図表Ⅲ-3-2-5 自衛隊による国際平和協力活動

# 国際平和協力業務

「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」 に基づく活動

## 国際緊急援助活動

国際平和協力活動

「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」に基づく活動

## イラク国家再建に向けた取組への協力

「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支 援活動の実施に関する特別措置法」に基づく活動 (09(平成21)年2月終結)

## 国際テロ対応のための活動

「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実 施に関する特別措置法」に基づく活動 (10(平成22)年1月終結)

凡例: \_\_\_\_ は限時法、 \_\_\_ は恒久法に基づく活動を示す。

に基づく活動を行ってきた。07(平成19)年には、 国際平和協力活動を、付随的な業務13から、わが 国の防衛や公共の秩序の維持といった任務と並ぶ 自衛隊の本来任務14に位置づけた。

参照 図表Ⅲ-3-2-5 (自衛隊による国際平和協力活動)

参照 資料11 (自衛隊の主な行動)、資料12 (自衛官または自 衛隊の部隊に認められた武力行使および武器使用に関す る規定)、資料69 (国際平和協力活動関連法の概要比較)、 資料70 (自衛隊が行った国際平和協力活動)

# (2) 国際平和協力活動を迅速、的確に行うための 平素からの取組

自衛隊が国際平和協力活動に積極的に取り組む ためには、引き続き、各種体制の整備を進めるな ど平素からの取組が重要である。08 (同20) 年3 月には、陸自中央即応集団の隷下に中央即応連隊 を新編し、派遣が決定された場合に速やかに先遣 隊が派遣予定地に展開し、活動準備を行うことが できる体制を整えた。また、陸自の派遣のための 待機部隊については、現在、各方面隊などから持 ち回りで派遣候補要員をあらかじめ指定してい る。さらに、海自および空自においても、指定さ れた部隊が常続的に待機についている。

09(同21)年には、わが国は、国連PKOへの より積極的な参加を目指し、国連PKOの展開に 際して、国連から各国への要員派遣の打診の迅速 化・円滑化を目的とする国連待機制度 (UNSAS)15 への登録を行った。わが国からは、輸送、施設、司令 部要員など<sup>16</sup>に派遣用意がある旨を登録している。

<sup>13</sup> 自衛隊法第8章 (雑則) あるいは附則に規定される業務

自衛隊法第3条に定める任務。主たる任務は「わが国の防衛」であり、従たる任務は「公共の秩序の維持」、「周辺事態に対応して行う活動」および「国際平和 協力活動」である。

国連PKOの機動的展開を可能にする目的で、94 (平成6) 年に国連が導入した制度。国連加盟国が、国連PKOの軍事部門に提供可能な能力、要員数、派遣に要する 期間などをあらかじめ国連に登録しておくもの。なお、登録に基づき国連から派遣要請がある場合も、実際に派遣するか否かは、各国が個別に判断することとなる。

<sup>15 (</sup>平成27) 年3月未現在、わが国は、①医療(防疫上の措置を含む。)、②輸送、③保管(備蓄を含む。)、④通信、⑤建設、⑥機械器具の据付け、検査または 修理の後方支援能力を有する自衛隊の部隊、⑦軍事監視要員および⑧司令部要員のポストにつく要員を提供する用意がある旨を登録している。

自衛隊は、国際平和協力活動などにおいて人 員・部隊の安全を確保しつつ任務を遂行するため に必要な、派遣先での情報収集能力や防護能力の 強化を進めている。また、多様な環境や任務の長 期化に対応するため、輸送展開能力および情報通 信能力ならびに円滑かつ継続的な活動実施のため の補給・衛生の体制整備に取り組んでいる。陸自 は、派遣先でのニーズが高い施設部隊の態勢の充 実、地雷や即席爆発装置 (IED) から乗車人員を 防護する輸送防護車などの整備を進めるととも に、装輪装甲車(改)の開発などを推進している。 海自は、固定翼哨戒機を海外で効果的に運用する ための海上航空作戦指揮統制システムの可搬化お よび機動運用などを推進している。空自は、多様 な環境下で航空機と地上との指揮通信機能を保持 するため、航空機用衛星電話などの整備や輸送機 用自己防御装置、航空機衝突防止装置などの整備 を推進している。

国際平和協力活動への従事にあたり必要な教育 については、駒門駐屯地(静岡県)の国際活動教 育隊において、派遣前の陸自要員の育成および訓 練支援などを行っている。また、平成22年に新編 された統合幕僚学校の国際平和協力センターで は、国際平和協力活動などに関する基礎的な講習 を行うとともに、国連が実施するPKO活動など における派遣国部隊指揮官や、派遣ミッション司 令部幕僚要員を養成するための専門的な教育を、 国連標準の教材や外国人講師を活用して行ってい る。さらに、平成26年度から外国軍人および関係 府省職員を含めて教育を行っている。これは、多 様化・複雑化する現在の国際平和協力活動の実態



国際平和協力センターにおける教育の様子

を踏まえ、関係府省や諸外国などとの連携・協力 の必要性を重視したものであり、教育面での連携 の充実を図ることで、より効果的な国際平和協力 活動に資することを目指している。

# (3) 派遣部隊に対する福利厚生やメンタルヘルス ケア

国や家族から遠く離れ、困難な勤務環境下にお いて任務を遂行することを求められる派遣隊員 が、心身の健康を維持して任務を支障なく遂行で きる態勢を整えることは、きわめて重要である。 このため、防衛省・自衛隊では、任務に従事する 隊員や留守家族の不安を軽減するよう、各種家族 支援施策を実施している。

## 参照 Ⅲ部1章4節 (防衛力を支える人的基盤)

メンタルヘルスケアについては、全隊員に対 し、メンタルヘルスチェックを派遣前から派遣後 にかけて数回実施するとともに、ストレスの軽減 に必要な知識を与えるためのメンタルヘルス講習 や、カウンセリング教育受講隊員の現地への配置 など、十分配慮している。また、派遣部隊への医 官の配置に加え、メンタルヘルス診療支援チーム などを定期的に派遣し、現地でのストレス対処方 法や、帰国後の家族および所属部隊の隊員とのコ ミュニケーションにおける注意点などについて教 育を行っている。

# 国連平和維持活動などへの取組

国連PKOは、世界各地の紛争地域の平和と安 定を図る手段として、伝統的な停戦監視などの任 務に加え、近年では、文民の保護 (POC)、政治プ ロセスの促進、元兵士の武装解除・動員解除・社 会復帰 (DDR)・治安部門改革 (SSR)、法の支配、 選挙、人権などの分野における支援などを任務と するようになっている。現在、16の国連PKOお よび11の政治・平和構築ミッションが設立され ている (15(同27)年3月末現在)。

また、紛争や大規模災害による被災民などに対 して、人道的な観点や被災国内の安定化などの観 点から、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR) などの国際機関や各国政府、非政府組織(NGO)

などにより、救援や復旧活動が行われている。

これまで、わが国は20年以上にわたり、国際平 和協力のため、カンボジア、ゴラン高原、東ティ モール、ネパール、南スーダンなど、様々な地域 において国際平和協力業務などを実施し、その実 績は内外から高い評価を得ている。今後、国際協 調主義に基づく積極的平和主義の立場から、わが 国に対する国際社会からの評価や期待を踏まえ、 国際平和協力業務などを積極的かつ多層的に推進 していく。その際、わが国の貢献が国際社会に及 ぼす効果を最大化する観点からも、自衛隊がなす べき協力の態様についてもより深い検討が必要で ある。そのため、国際平和協力業務などについて は、自衛隊が蓄積した経験と施設分野などにおけ る高度な能力を活用した活動を引き続き積極的に 実施するとともに、現地ミッション司令部や国連 PKO局などにおける責任ある職域への自衛隊員 の派遣を拡大するなどして、より主導的な役割を 果たすなど、防衛省として日本の国際貢献への取 組に主体的に関与していく。

# (1) 国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS)

# ア UNMISSへの派遣の経緯など

05 (同17) 年1月、スーダン政府とスーダン人 民解放運動・軍が南北包括和平合意 (CPA) に署 名したことを受けて、国連スーダン・ミッション (UNMIS) が設立された。

わが国は、08 (同20) 年10月以降、UNMIS司 令部要員(兵站幕僚および情報幕僚)として陸上 自衛官2名を派遣していた。11(同23)年7月、 南スーダン独立にともなってUNMISの任務は終 了した一方、平和と安全の定着および南スーダン の発展のための環境構築の支援などを目的とし て、国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS) が設立された。政府は、国連からの UNMISS に対 する協力、特に陸自施設部隊の派遣要請を受け、 同年11月に司令部要員2名(兵站幕僚および情 報幕僚)の派遣、同年12月には自衛隊の施設部 隊、現地支援調整所(当時)および司令部要員1 名 (施設幕僚) などの派遣、14 (同26) 年10月に

#### 図表Ⅲ-3-2-6 南スーダン周辺図



は司令部要員1名(航空運用幕僚)の派遣をそれ ぞれ閣議決定した。

南スーダンの平和と安定は、アフリカ全体の安 定にとって重要であり、かつ国際社会で対応すべ き重要な課題である。防衛省・自衛隊は、これま での国連PKOにおいて実績を積み重ね、国連も 高い期待を寄せているインフラ整備面での人的な 協力を行うことで、同国の平和と安定に貢献する ことが可能と考えている。

参照 I 部2章1節2項7(スーダン・南スーダン情勢)

参照 図表Ⅲ-3-2-6 (南スーダン周辺図)

## イ 自衛隊の活動

12 (同24) 年1月、南スーダンの首都ジュバお よびウガンダにおいて、自衛隊の国連PKO活動 では初めて、現地支援調整所(当時)を設置し、派 遣施設隊が行う活動に関する調整を開始した。同 年3月に国連施設内での施設活動を開始して以 降、順次活動を拡大し、国連施設外での施設活動、 国際機関との連携案件および「オールジャパンプ ロジェクト」として開発協力事業との連携案件も 実施してきた。13 (同25) 年5月には、活動地域 拡大に関する自衛隊行動命令が発出され、これま でのジュバおよびその周辺に加えて、東および西 エクアトリア州においても活動が可能となった<sup>17</sup>。

国連のニーズに応じて東および西エクアトリア州での活動も実施予定であったが、13 (平成25)年12月以降の南スーダンにおける武装衝突などを受け、派 遣部隊はジュバにおける避難民対応に集中することになったため、東および西エクアトリア州での本格的な活動は実施していない。



ンにてジュバ河川港防護柵設置作業を視察する石川防衛大臣政務官



南スーダンで側溝の整備を行う派遣隊員



ポロティー・スター小学校への椅子の寄贈

図表Ⅲ-3-2-7 UNMISSの組織 国連事務総長特別代表 副特別代表 軍事部門 副特別代表 ミッション 官房長 (国連常駐調整官 /人道調整) 支援部長 統合ミッション 兵站課 施設課 航空課 分析センタ 航空運用幕僚 兵站幕僚(1名) . 情報幕僚(1名) 施設幕僚(1名) 施設部隊(約350名) その他部隊

青枠内の人数はUNMISSへ派遣されるわが国要員の派遣人数

しかし、13(同25)年12月以降、南スーダンに おける治安情勢が悪化したため、派遣施設隊は ジュバの国連施設内において、避難民支援のため に、避難民保護区域の敷地造成、整備を実施した ほか、自隊管理用の能力を活用して、給水活動や 医療活動についても支援を行った。また、同年12 月には、国連などの要請を受け、緊急の必要性・ 人道性がきわめて高いことにかんがみ、国連に対 し、弾薬1万発を譲渡した<sup>18</sup>。

14 (同26) 年5月、マンデートを国づくり支援 から文民保護を中心にした安保理決議2155号が 採択され、派遣施設隊の任務もインフラ整備から 国連部隊の文民保護支援が中心となった。また、 同年6月には、ジュバ市内の状況が安定してきた ことから、派遣施設隊は国連施設外の道路整備な どを再開した。さらに、同年11月、国連が UNMISSの派遣期間を15(同27)年5月30日ま で延長する安保理決議第2187号を採択したこと

を受け、わが国は、15(同27)年2月に南スーダ ン国際平和協力業務実施計画を変更し、同年8月 31日まで派遣期間を延長することとした。なお、 同年5月には、国連においてUNMISSの派遣期 間をさらに半年延長する安保理決議第2223号が 採択されている。

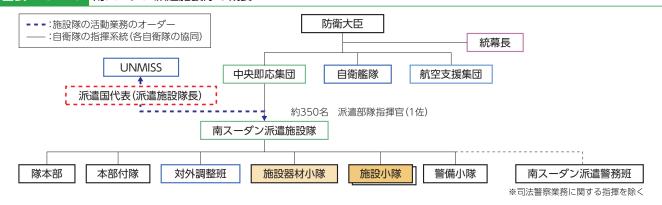
参照 図表Ⅲ-3-2-7 (UNMISSの組織)

参照 図表Ⅲ-3-2-8 (南スーダン派遣施設隊の概要)

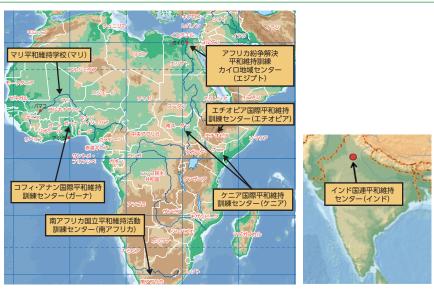
## ウ UNMISS における日豪協力について

これまで、防衛省・自衛隊は、イラク人道復興 支援活動や国連平和維持活動などの現場におい て、オーストラリア軍と様々な協力を行ってきた。 UNMISSにおいても、日豪両国が活動しており、 12 (同 24) 年8月、UNMISSの業務を行うために 派遣されたオーストラリア軍要員2名が対外調整 班において業務調整を行っている。

# 図表Ⅲ-3-2-8 南スーダン派遣施設隊の概要



図表Ⅲ-3-2-9 PKOセンターへの講師などの派遣状況



(注)南スーダンへの講師派遣は、ケニア国際平和維持訓練センターから出張講義を行ったもの。

## (2) 国連平和維持活動局への自衛官の派遣

防衛省・自衛隊は、国連平和維持活動局(国連 PKO局) に2名 (課長級1名、担当級1名) の自衛 官を派遣しており、それぞれ約2年間の予定で運 用部内における軍事コンポーネントの統括、国連 PKOミッションの部隊編成などの業務を行って いる。

参照 資料71 (国際機関への防衛省職員の派遣実績)

# (3) PKOセンターへの講師などの派遣

防衛省・自衛隊は、アフリカ諸国などの平和維 持活動における自助努力を支援するため、PKO 要員の教育訓練を行うアフリカPKOセンターな どに自衛官を講師などとして派遣しており、これ らPKOセンターの機能強化を通じ、アフリカな どの平和と安定に寄与している。08 (同20)年 11月におけるアフリカ紛争解決平和維持訓練カ イロ地域センター(CCCPA)への派遣以降、15 Cairo Regional Center for Training on Conflict Resolution and Peacekeeping in Africa

(同27) 年5月までに女性自衛官2名を含むのべ 20名(計17回・計8か国)の自衛官を派遣した。 派遣自衛官は、国際平和協力活動の現場における 現地住民との関係構築の重要性や自衛隊が経験し た国際緊急援助活動の講義など、自衛隊が海外で の活動で得た経験や教訓についての教育を行っ た。 また、14 (同26) 年3月から5月には、エチ オピア国際平和維持訓練センター(EIPKTC)に おいて、講師以外では初となる国際コンサルタン トとして教育に関する助言を行うとともに、PKO 要員の人材育成にかかるカリキュラムを策定する などにより、現地関係者や受講者から高い評価を 受けている。さらに、15(同27)年3月、インド 国連平和維持センター (CUNPK) で行われた国 連PKO特別女性将校訓練の教育内容全般を審査 する評価官およびオブザーバーとして、自衛官2 名を派遣した。

参照 図表Ⅲ-3-2-9 (PKO センターへの講師などの派遣状況)



ケニアPKOセンターで教育を行う海自隊員

# (4) 国連 PKO 部隊マニュアルの策定

防衛省・自衛隊は、国際平和協力活動において、 より主導的な役割を果たすため、国連本部が進め る国連PKO部隊マニュアルの策定を支援し、工 兵(施設)に関する分科会の議長国を務めている。

14(同26)年3月、東京で工兵分科会の第1回 専門家会合を、同年6月、インドネシアで第2回 専門家会合を開催し、同年8月にはドラフト最終 案を提出した。マニュアルは、国連内において最 終的な調整を行ったのち、加盟国に配布される予 定である。

# (5) アフリカにおける早期展開支援

アフリカにおける新規ミッション設立や緊急の 増員の際、工兵部隊を迅速に展開し、活動に必要 な基盤を整え、ミッションの早期の機能発揮を可 能とするため、政府は、アフリカの国連施設など に重機などの装備品をあらかじめ用意するととも に、アフリカの要員派遣国に対して重機操作教育 を実施し、工兵部隊の派遣を支援する取組につい て検討中である。

# (6) 国連PKO参謀長会議

15 (同 27) 年 3 月、国連 PKO ハイレベル会合<sup>19</sup> のフォローアップとして、国連PKO参謀長会議 が行われた。100か国以上が参加する中、わが国 からは陸幕長が参加し、国連PKOへの積極的参 加、能力構築支援およびアフリカにおける早期展

開支援により国際の平和維持のために責任を果た していく旨を発表した。



国連PKO参謀長会議に参加した岩田陸幕長

# 国際緊急援助活動への取組

近年では、軍の高い能力の果たす役割が多様化 し、人道支援・災害救援などに活用される機会が 増えている。自衛隊も、人道的な貢献やグローバ ルな安全保障環境の改善の観点から、国際協力の 推進に寄与することを目的として国際緊急援助活 動に積極的に取り組んでいる。

このため、平素から、自衛隊は事前に作成した 計画に基づき任務に対応できる態勢を維持してい る。派遣に際しては、被災国政府などからの要請 内容、被災地の状況などを踏まえつつ、外務大臣 との協議に基づき、自衛隊の機能・能力を活かし た国際緊急援助活動を積極的に行っている。

参照 資料70 (自衛隊が行った国際平和協力活動)

# (1) 国際緊急援助隊法の概要など

わが国は、87 (昭和62)年に「国際緊急援助隊 の派遣に関する法律(国際緊急援助隊法)」を施行 し、被災国政府または国際機関の要請に応じて国 際緊急援助活動を行ってきた。92 (平成4)年、国 際緊急援助隊法が一部改正され、自衛隊が国際緊 急援助活動や、そのための人員や機材などの輸送 を行うことが可能となった。

参照 資料11(自衛隊の主な行動)

<sup>14 (</sup>平成 26) 年9月、米バイデン副大統領の呼びかけで国連PKOに関するハイレベル会合を安倍内閣総理大臣は共催。各国の首脳・閣僚級が出席し、国連 PKOへの貢献についてのコミットメントが行われた。

# (2) 自衛隊が行う国際緊急援助活動と自衛隊の態

自衛隊は、国際緊急援助活動として災害の規模 や要請内容などに応じて、①応急治療、防疫活動 などの医療活動、②ヘリコプターなどによる物 資、患者、要員などの輸送活動、③浄水装置を活 用した給水活動などの協力に加え、自衛隊の輸送 機・輸送艦などを活用した人員や機材の被災地ま での輸送などを行うことができる。

陸自は、国際緊急援助活動を自己完結的に行え るよう、中央即応集団と方面隊が任務に対応でき る態勢を常時維持している。また、海自は自衛艦 隊が、空自は航空支援集団が、国際緊急援助活動 を行う部隊や部隊への補給品などの輸送ができる 態勢を常時維持している。

## (3) フィリピンにおける国際緊急援助活動

13 (同25) 年11月、大型台風により壊滅的な 被害を受けたフィリピン政府から要請を受け、外 務大臣との協議に基づき、防衛大臣は、自衛隊に よる国際緊急援助活動を実施することを決定し た。

防衛省・自衛隊は、50名の国際緊急援助隊に 引き続き、国際緊急援助活動では初となる統合任 務部隊20(過去最大規模となる約1,100名態勢) により救援活動を実施し、約1か月間の活動期間 中、のべ2.646名の診療、のべ11.924名へのワ クチン接種、約95,600m<sup>2</sup>の防疫活動、約630ト ンの物資の空輸、のべ2.768名の被災民の空輸な どを実施した。

また、現地運用調整所では大使館・JICAとの連 携を、多国間調整所(マニラ)などにおいてはフィ リピンの関係機関や関係国との調整などを、海自 護衛艦「いせ」と英空母「イラストリアス」との間 では連絡幹部の相互派遣による連絡・調整を行っ た。さらに、日米間および日豪間の物品役務相互 提供協定(ACSA)に基づき、物資などの相互提 供21を国際緊急援助活動において初めて行った。

# (4) マレーシア航空機消息不明事案に対する国際 緊急援助活動

14(同26)年3月、消息を絶ったクアラルン プール発北京行きのマレーシア航空機370便の 捜索にあたり、マレーシア政府から支援要請が あったことを踏まえ、外務大臣との協議に基づ き、防衛大臣は、自衛隊による国際緊急援助活動 を実施することを決定した。

防衛省・自衛隊は、当初、海自のP-3C哨戒機2 機および空自のC-130H輸送機2機をマレーシア に派遣した。その後、マレーシア政府およびオー ストラリア政府の要請を受け、P-3C哨戒機2機 をオーストラリア西部へ移動させて捜索救助活動 を実施した。

同年4月までの1か月以上にわたる活動におい て、P-3C 哨戒機やC-130H 輸送機などのべ6機、 派遣隊員約130名が活動に従事し、計46回、約 400時間の捜索を行った。また、活動の間、P-3C 哨戒機は、ACSAに基づいてオーストラリアから 燃料などの提供を受けた。

# (5) 西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行に対 する国際緊急援助活動

14 (同26) 年3月にギニアがアウトブレイクを 報告して以降、エボラ出血熱はギニアおよびその 隣国のリベリア、シエラレオネの三か国を中心に 猛威を振るっていた。防衛省では、エボラ出血熱



防護服を空輸した西アフリカ国際緊急援助空輸隊

フィリピン国際緊急援助統合任務部隊:司令部の他、陸自の第6師団、第1ヘリコプター団、東北方面航空隊、東北方面衛生隊、東北補給処、仙台病院などか ら構成される医療・航空援助隊、海自の護衛艦 「いせ」 や輸送艦 「おおすみ」 などから構成される海上派遣部隊、空自の KC-767 空中給油・輸送機や C-130H 輸送機などから構成される空輸隊で編成された。

空自C-130H輸送機が米空軍から液体酸素の補充を受けるとともに、海自補給艦 [とわだ] が豪艦艇へ艦船軽油の洋上補給を実施した。

への対応に関するわが国と米国との連携強化や、 米軍をはじめとする各国の活動状況などについて の情報収集のため、同年10月、ドイツに所在する 米アフリカ軍司令部 (AFRICOM) に連絡官を派 遣した(当初、航空自衛官1名、その後、陸上自衛 官1名を追加派遣)。また、国連エボラ緊急対応 ミッション (UNMEER) から安全な医療行為に 不可欠である個人防護具の迅速かつ確実な輸送要 請を受け、同年11月28日、外務大臣との協議に 基づき、防衛大臣は、自衛隊による国際緊急援助 活動を実施することを決定した。

防衛省・自衛隊は、西アフリカ国際緊急援助空 輸隊などを組織し、12月5日にはUNMEERなど の関係機関との調整のため、ガーナの首都アクラ に現地調整所要員4名を派遣した。また、12月6 日には、同地に西アフリカ国際緊急援助空輸隊 (KC-767空中給油・輸送機×1機)を派遣し、12 月8日、UNMEERに約2万着の個人防護具を引 き渡した。

さらに、わが国は、世界保健機関(WHO)から の要請を受け、流行国における疫学調査などに対 する支援として専門家の派遣を行っていたとこ ろ、15(同27)年4月、防衛医科大学校教官1名 の派遣について打診があったことから、外務大臣 との協議に基づき、防衛大臣は、同年5月末まで の約6週間、同教官1名をシエラレオネに派遣し た。

# (6) エア・アジア航空機消息不明事案に対する国 際緊急援助活動

14 (同26) 年12月28日早朝、スラバヤ発シン ガポール行きのエア・アジア8501 便が消息を 絶った。インドネシア政府から捜索救助について 支援要請を受け、12月31日、外務大臣との協議 に基づき、防衛大臣は、自衛隊による国際緊急援 助活動を実施することを決定した。

防衛省・自衛隊は、同日、インドネシア国際緊 急援助水上部隊を組織し、インドネシア政府など との調整のため、現地支援調整所要員3名を派遣 した。また、ソマリア沖・アデン湾における海賊 対処活動を終え、帰国途中であった派遣海賊対処 行動水上帰投部隊(護衛艦「たかなみ」、「おおな

み」、ヘリコプター3機)を現場海域へ派遣し、約 1週間の捜索救助活動を行い、ご遺体の収容など を実施した。



捜索活動を行うインドネシア国際緊急援助水上部隊

# (7) ネパールでの地震に対する国際緊急援助活動

15 (同27) 年4月25日、ネパールでマグニ チュード7.8の大地震が発生した。防衛省は、4月 26日、政府が派遣した国際緊急援助隊に3名を調 査チームとして同行させるとともに、4月27日、 ネパール政府から自衛隊部隊による緊急援助活動 について要請があったことを受け、外務大臣との 協議に基づき、自衛隊による国際緊急援助活動を 実施することを決定した。

防衛省・自衛隊は、4月28日、ネパール統合運 用調整所(4名)、ネパール国際緊急援助医療援助 隊(約110名)およびネパール国際緊急援助空輸 隊など(約160名:C-130H輸送機×6機など) からなる派遣部隊を組織するとともに、現地での 医療援助の緊急性にかんがみ、医療援助隊の一部 (約20名)を初動対処部隊として速やかに派遣し た。また、4月29日には空輸隊を、翌30日には医 療援助隊の主力をそれぞれ派遣した。約3週間の 活動期間中、医療援助隊は首都カトマンズ市内や その近郊において、のべ約2,900名の被災民の診 療を、統合運用調整所は、ネパール政府、関係機 関などとの調整を行うとともに、空輸隊は、のべ 約9.5トンの医療活動に必要な機材および物資の 輸送を実施した。



現地で医療活動にあたる医療援助隊員



C-130H輸送機からの貨物の卸下 (ネパール (カトマンズ))

# 🕒 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発 射や核実験実施は、わが国のみならず、世界の 国々に不安を与えるとともに、大量破壊兵器やそ の運搬手段であるミサイルなどの拡散が依然とし て国際社会の平和と安定に差し迫った課題である ことを示した。

また、特定の通常兵器の規制についても、人道

上の観点と防衛上の必要性とのバランスを考慮し つつ、各国が取り組んでいる。

これらの課題に対する取組として、軍備管理・ 軍縮・不拡散にかかわる国際的な体制が整備され ており、わが国も積極的な役割を果たしている。

参照 図表Ⅲ-3-2-10 (通常兵器、大量破壊兵器、ミサイルおよ び関連物資などの軍備管理・軍縮・不拡散体制)

# 図表Ⅲ-3-2-10 通常兵器、大量破壊兵器、ミサイルおよび関連物資などの軍備管理・軍縮・不拡散体制

区分		通常兵器			
	核兵器	化学兵器	生物兵器	運搬手段(ミサイル)	<b>世市共</b>
軍備管理・軍縮・ 不拡散関連条約など	核兵器不拡散条約 (NPT) 包括的核実験禁止 条約(CTBT)	化学兵器禁止条約 (CWC)	生物兵器禁止条約 (BWC)	弾道ミサイルの拡散に 立ち向かうための ハーグ行動規範 (HCOC)	特定通常兵器使用禁止・ 制限条約(CCW) クラスター弾に関する条約 対人地雷禁止条約(オタワ 条約) 国連軍備登録制度 国連軍事支出報告制度 武器貿易条約(ATT)
不拡散のための 輸出管理体制	原子力供給国 グループ(NSG)	オーストラリア・グループ (AG) ミサイル技術管理 レジーム (MTCR)			ワッセナー・アレンジメント (WA)
大量破壊兵器の 不拡散のための 国際的な新たな取組					

# |軍備管理・軍縮・不拡散関連条約などへの 取組

わが国は、核兵器、化学兵器および生物兵器と いった大量破壊兵器や、その運搬手段であるミサ イル、関連技術・物資などに関する軍備管理・軍 縮・不拡散のための国際的な取組に積極的に参画 している。

化学兵器禁止条約(CWC)については、条約交

渉の段階から化学防護の知見を提供し、条約成立 後も検証措置などを行うために設立された化学兵 器禁止機関 (OPCW) に化学防護の専門家である 陸上自衛官を派遣するなど人的貢献を行ってき た。さらに、陸自化学学校(さいたま市)で条約の 規制対象である化学物質を防護研究のために少量 合成していることから、条約の規定に従い、同機 関設立当初から計9回の査察を受け入れている。

また、わが国はCWCに従い中国遺棄化学兵器



化学兵器禁止機関 (OPCW) 事務局長ウズムジュ大使と会見する 石川防衛大臣政務官

処理事業に政府全体として取り組んでおり、同事 業を担当する内閣府に陸上自衛官を含む職員9名 を出向させている。00 (平成12) 年以降、計14 回の発掘・回収事業に、化学・弾薬を専門とする 陸上自衛官を毎年現地に派遣している。14(同 26) 年は、8月から9月にかけて、内閣府が行う 中国吉林省敦化市での発掘・回収事業に陸上自衛 官7名が参加した。その他、生物兵器禁止条約 (BWC)、国際輸出管理レジームであるオースト ラリア・グループ (AG) やミサイル技術管理レ ジーム (MTCR) などの主要な会合に職員を派遣 するなど、規制や取決めの実効性を高めるため協 力している。また、11(同23)年から12(同24) 年までの間、国際原子力機関 (IAEA) 本部に初め て陸上自衛官を1名派遣した。

## 参照 資料71 (国際機関への防衛省職員の派遣実績)

通常兵器の規制に関しては、人道的な観点と安 全保障上の必要性を踏まえつつ、特定通常兵器使 用禁止・制限条約 (CCW)<sup>22</sup>など、わが国は各種 条約を締結している。また、わが国は、CCWの 枠組み外で採択されたクラスター弾に関する条約 (オスロ条約)<sup>23</sup>も締結している。同条約が10(同 22) 年8月に発効したのに基づき、自衛隊が保有 するすべてのクラスター弾の使用などが直ちに禁 止された。条約発効後原則8年以内に、保有する



中国吉林省において遺棄化学兵器の発掘・回収作業を行う陸自隊員

クラスター弾を廃棄することが規定されていた が、自衛隊が保有するクラスター弾の廃棄は、15 (同27)年2月9日に完了した。さらに、対人地雷 の規制に関連し、防衛省は、例外保有などに関す る年次報告を国連に対して行うなど、国際社会の 対人地雷問題への取組に積極的に協力してきた24。

このほか、防衛省・自衛隊は、軍備や軍事支出 の透明性向上などをねらいとした国連の各種制度 (国連軍備登録制度、国連軍事支出報告制度) にも 参画し、必要な報告を行うとともに、制度の見直 し・改善のための政府専門家会合などに随時職員 を派遣している。

# 大量破壊兵器の不拡散などのための国際的 な取組

## (1) 拡散に対する安全保障構想

北朝鮮やイランなどが大量破壊兵器・ミサイル 開発を行っているとして強く懸念した米国は、03 (同15)年5月、「拡散に対する安全保障構想 (PSI)<sup>25</sup>」を発表し、各国に同取組への参加を求め た。同構想に基づき、大量破壊兵器などの拡散阻 止能力の向上のためのPSI阻止訓練などをはじ め、政策上、法制上の課題の検討のための会合を 開催するなどの取組が行われている。

防衛省・自衛隊は、関係機関・関係国と連携し、

<sup>22</sup> CCW: Convention on Prohibitions or Restrictions on the Use of Certain Conventional Weapons Which May Be Deemed to be Excessively Injurious or to have Indiscriminate Effects

<sup>23</sup> クラスター弾の主要な生産国および保有国である米国、中国、ロシアなどはオスロ条約には署名していない。

<sup>24</sup> 防衛省は、カンボジアにおける対人地雷除去活動への支援のため、99 (平成11) 年から06 (同18) 年12月までの間、退職自衛官を国際協力機構 (JICA) に 推薦し、この退職自衛官は JICAの長期派遣専門家の枠組みで、カンボジア地雷対策センター (CMAC: Cambodia Mine Action Center) の整備・輸送ア ドバイザーとして派遣されていた。

大量破壊兵器およびその関連物資などの拡散を防止するため、既存の国際法、国内法に従いつつ、参加国が共同してとりうる措置を検討し、また、同時に各 国が可能な範囲で関連する国内法の強化にも努めようとする構想

# 図表Ⅲ-3-2-11 PSI阻止訓練への防衛省・自衛隊の参加実績 (平成24年度以降)

実施時期	訓練	実施場所	防衛省・自衛隊の対応
12 (平成24) 年7月	日本主催PSI航空阻止訓練	日本	統幕、航空総隊、航空支援集団、北部方面隊、中央即応集団、内局が参加
12 (平成24) 年9月	韓国主催PSI海上阻止訓練	韓国	護衛艦1隻、哨戒機 (P-3C) 1機が参加
13 (平成25) 年2月	米・UAE共催PSI訓練	UAE	オブザーバー派遣
14 (平成26) 年8月	米国主催PSI海上阻止訓練	米国	護衛艦1隻が参加

第3回のパリ総会 (03 (同15) 年9月) 以降、各 種会合に自衛官を含む防衛省職員を派遣するとと もに、04(同16)年からは、継続的に訓練に参加 してきた。

現在まで、外務省、警察庁、財務省、海上保安庁 など各関係機関と連携しつつ、わが国主催のPSI 海上阻止訓練を2回行うとともに、12(同24)年 7月にはわが国として初の主催となるPSI 航空阻 止訓練を行った。また、14(同26)年8月に行わ れた米国主催のPSI海上阻止訓練には、統幕の要 員や海自の艦艇、航空機のほか、外務省、警察庁、 財務省および海上保安庁の要員が参加した。防衛 省としては、わが国周辺における拡散事例などを 踏まえ、平素からの大量破壊兵器などの拡散防止 や、自衛隊の対処能力の向上などの観点から、各 種訓練や会合への参加や主催のほか、PSIを含む 不拡散体制の強化のための活動に努めていく。

参照 図表Ⅲ-3-2-11 (PSI阻止訓練への防衛省・自衛隊の参加 実績(平成24年度以降))

# (2) 大量破壊兵器の不拡散に関する国連安保理決 議第1540号

04(同16)年4月、国連安保理において、非国 家主体が大量破壊兵器などを取得、開発、使用、 拡散することに、国際社会が対応する基盤を提供 することなどを内容とした大量破壊兵器の不拡散 に関する国連安保理決議第1540号が全会一致で 採択された。わが国としては、この決議の採択を 支持するとともに、すべての国連加盟国がこの決 議を遵守することを期待している。